

社会福祉法人しらゆり会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 救護施設の経営
 - (ロ) 障害者支援施設の経営
 - (ハ) 怪費老人ホーム・ケアハウスの経営
 - (ニ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ヘ) 特定相談支援事業の経営
 - (ト) 障害児相談支援事業の経営
 - (フ) 一般相談支援事業の経営
 - (リ) 一時預かり事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人しらゆり会という。

(経営の原則等)

- 第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてみさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を島根県松江市山代町字新堤934番地5に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2. 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。
 3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、委員に対して説明しなければならない。
 5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 3. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会において別に定めるところにより支給する。

第3章 評 議 員 会

(構 成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に一回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 13 条 評議員会に議長を置く。

2. 議長は、評議員会に開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決 議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散

(4) 合併

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。
4. 理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。
5. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監 事 2 名以内

2. 理事のうち 1 名を理事長とする。
3. 理事長以外の理事のうち 1 名を、副理事長又は常務理事とする。
4. 前項の副理事長又は常務理事をもって、社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人

の業務を分担執行する。

3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3. 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。また、その職務に要する費用の支払いを評議員会において別に定めるところにより支給する。

2. 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において監事個々について算定した額を報酬等として支給する。また、その職務に要する費用の支払いを評議員会において別に定めるところにより支給する。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2. 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(職員)

第24条 この法人に職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会に議長を置く。

2. 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるも

のに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
3. その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、島根県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の多数により決議

しなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 訪問看護ステーションの経営

(2) 居宅介護支援事業所の経営

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散事由)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可（社会福祉法第45条の第36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人しらゆり会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

設立当初の役員

理事長	国頭 正巳
理事	荒川 義孝
〃	角 吉郎
〃	石川 仵
〃	勝部登三郎
〃	福頼 重
〃	桑垣 太助
〃	江角 永喜
〃	斉藤 和雄
〃	国頭 堅治
監事	引野 修一
〃	石橋 勇

この定款は、昭和46年2月9日から施行する。
この定款は、昭和47年1月29日に改正し、昭和47年11月17日から施行する。
この定款は、昭和48年7月27日に改正し、昭和50年3月18日から施行する。
この定款は、昭和50年8月20日に改正し、昭和51年8月4日から施行する。
この定款は、昭和51年11月4日に改正し、昭和55年2月7日から施行する。
この定款は、昭和53年9月2日から改正施行する。
この定款は、昭和54年6月11日に改正し、昭和58年1月27日から施行する。
この定款は、昭和61年5月27日に改正し、昭和62年3月31日から施行する。
この定款は、平成4年5月19日に改正し、平成4年12月24日から施行する。
この定款は、平成6年2月8日に改正し、平成6年6月13日から施行する。
この定款は、平成6年2月8日に改正し、平成7年7月11日から施行する。
この定款は、平成7年10月24日から改正施行する。
この定款は、平成7年10月24日に改正し、平成7年11月30日から施行する。
この定款は、平成8年3月19日から改正施行する。
この定款は、平成10年3月20日に改正し、平成11年10月15日から施行する。
この定款は、平成10年10月23日から改正施行する。
この定款は、平成10年10月23日に改正し、平成11年11月29日から施行する。
この定款は、平成11年5月20日に改正し、平成12年12月25日から施行する。
この定款は、平成11年12月10日から改正施行する。
この定款は、平成12年3月28日に改正し、平成12年12月25日から施行する。
この定款は、平成12年5月23日から改正施行する。
この定款は、平成13年3月2日に改正し、平成13年12月17日から施行する。
この定款は、平成14年3月22日に改正し、平成16年2月20日から施行する。
この定款は、平成14年5月23日から改正施行する。
この定款は、平成14年10月30日に改正し、平成16年2月20日から施行する。
この定款は、平成15年2月28日に改正し、平成16年2月23日から施行する。
この定款は、平成15年3月28日から改正施行する。
この定款は、平成15年3月28日に改正し、平成16年2月23日から施行する。
この定款は、平成16年2月16日に改正し、平成16年10月7日から施行する。
この定款は、平成16年3月26日から改正施行する。
この定款は、平成16年8月25日に改正し、平成16年11月8日から施行する。
この定款は、平成17年2月28日から改正施行する。
この定款は、平成17年2月28日に改正し、平成17年7月20日から施行する。
この定款は、平成17年5月23日に改正し、平成17年7月20日から施行する。
この定款は、平成17年10月31日から改正施行する。
この定款は、平成18年3月24日に改正し、平成18年9月25日から施行する。
この定款は、平成18年8月29日に改正し、平成19年1月11日から施行する。
この定款は、平成19年3月23日から改正施行する。

この定款は、平成19年5月22日から改正施行する。
この定款は、平成20年3月21日から改正施行する。
この定款は、平成20年5月23日から改正施行する。
この定款は、役員及び評議員会の新たな任期開始となる平成21年3月8日から適用し、現任期中の役員及び評議員については、なお従前の数による。
この定款は、平成21年3月27日から改正施行する。
この定款は、平成21年6月9日から改正施行する。
この定款は、平成21年10月1日から改正施行する。
この定款は、平成22年1月21日から改正施行する。
この定款は、平成22年5月24日から改正施行する。
この定款は、平成22年7月22日から改正施行する。
この定款は、平成22年7月23日から改正施行する。
この定款は、平成23年5月24日から改正施行する。
この定款は、平成23年5月30日から改正施行する。
この定款は、平成26年3月17日から改正施行する。
この定款は、平成26年6月10日から改正施行する。
この定款は、平成26年7月16日から改正施行する。
この定款は、平成26年11月17日から改正施行する。
この定款は、平成26年12月9日から改正施行する。
この定款は、平成27年10月30日から改正施行する。
この定款は、平成28年6月21日から改正施行する。
この定款は、平成28年11月17日から改正施行する。
この定款は、平成29年2月24日から改正施行する。
この定款は、平成29年4月1日から改正施行する。

(別表)

基本財産明細

1. 建物

所在地	構造	床面積	用途(名称)
島根県松江市矢田町 字保地 473番地	鉄筋コンクリート造陸屋根 三階建	2,213.66㎡	救護施設泉の園々舎
島根県松江市矢田町 字保地 471番地6	木造瓦葺平家建	116.71㎡	福祉ホーム湧泉寮
島根県松江市矢田町 字ホウシ 130番地1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 スレート葺二階建	295.76㎡	泉の園作業場
島根県松江市矢田町 字百堀 484番地6	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 5階建 1階2階3階4階5階	2,025.71㎡ 1,098.26㎡ 927.45㎡	しらゆり第3保育園々舎 障害者グループホーム・ケアホーム 互助の館
島根県松江市矢田町 250番地110 島根県松江市山代町 字新堤 934番地11 " 934番地3	鉄骨鉄筋コンクリート鉄骨造 陸屋根三階建	2,924.37㎡	障害福祉サービス ワークセンター島根工場、寄宿舎
島根県松江市山代町 字新堤 934番地3 " 934番地4 島根県松江市矢田町 250番地110	鉄骨造陸屋根三階建	1,135.07㎡	障害福祉サービス ワークセンター島根倉庫
鳥取県境港市渡町 字横土手 2490番地 " 2480番地 " 2480番地1 " 2483番地 " 2483番地1 " 2484番地3 " 2486番地4 " 2489番地2 " 2491番地 " 2492番地 " 2493番地1 字田代沖 3179番地1	鉄筋コンクリート造スレート葺 三階建 ブロック造スレート葺平家建 鉄骨造鉄板葺平家建 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	2,976.67㎡ 6.34㎡ 7.00㎡ 20.12㎡ 119.20㎡	障害者支援施設 光洋の里園舎 障害福祉サービス さざなみ園舎 障害者支援施設 光洋の里 物置 " 光洋の里機械室 " 光洋の里機械室 " 光洋の里車庫
島根県松江市山代町 字加賀羅 933番地9			

所在地	構造	床面積	用途(名称)
" 933番地1 " 933番地5 " 933番地8 " 933番地10 " 933番地8先 " 933番地12 字新堤 934番地26 島根県松江市矢田町 250番地71	鉄筋コンクリート造瓦葺三階建 鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根 四階建 鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	2,302.84㎡ 3,106.29㎡ 12.47㎡	軽費老人ホーム・ケアハウス 夢楽の郷園舎 軽費老人ホーム・ケアハウス 夢楽の郷機械室
島根県松江市北田町 字大輪 188番地3 島根県松江市北田町 27番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根 二階建	1,011.21㎡	しらゆり千鳥保育園々舎
島根県松江市山代町 字新堤 934番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根 三階建	3,138.80㎡	特別養護老人ホーム 韶光の里園舎
島根県松江市山代町 字新堤 934番地6 " 934番地7 " 934番地8 " 934番地10 島根県松江市山代町 字新堤 934番地10 " 934番地8 " 934番地7	鉄骨造陸屋根・合金メッキ 鋼板ぶき2階建 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	1,554.14㎡ 205.27㎡ 856.71㎡ 24.30㎡	障害者支援施設 希望の園々舎 希望の園作業棟 ボイラー室棟
島根県松江市西持田町 字京田 336番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	1,418.44㎡ 12.96㎡	しらゆり第2保育園々舎 外部物置棟
島根県松江市西川津町 字仲田 733番地1 " 733番地5	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	626.40㎡ 15.81㎡	特別養護老人ホーム いやしの館園舎 " iyaの館機械室
島根県松江市東津田町 字舟津田 1324番地1	木造スレートぶき平家建 木造スレートぶき平家建 木造スレートぶき平家建	158.99㎡ 158.99㎡ 158.99㎡	障害者グループホーム・ケアホーム 互助の館(かがやき) 互助の館(せせらぎ) 互助の館(あつぱれ)
島根県松江市大庭町 135番地1	鉄骨造陸屋根平家建	1,623.00㎡	しらゆり保育園々舎

2. 土地

所在地番	地積	用途(名称)
島根県松江市矢田町 宇保地 471番2、471番6、471番9、 " 471番10、472番、473番 " 471番5、471番7 島根県松江市矢田町 宇ホウシ 125番1、130番2	4,224.22㎡	救護施設 泉の園敷地
島根県松江市山代町 宇加賀羅 933番2、933番11、933番13、 " 934番27 宇新堤 934番2、934番6、934番7、 " 934番8、934番9、934番10、 " 934番16、934番17、934番18 " 934番19、934番20、934番21 " 934番22、934番23、934番24 " 934番25 宇領押 19番1 島根県松江市矢田町 宇中後山 529番1	24,054.51㎡	障害者支援施設 希望の園敷地
島根県松江市矢田町宇百堀 484番6	1,942.17㎡	しらゆり第3保育園敷地
島根県松江市矢田町 250番110 島根県松江市山代町 宇新堤 934番3、934番14、934番15 宇後山 942番29	5,495.08㎡	障害福祉サービス ラーニングセンター島根敷地
鳥取県境港市渡町 宇横土手 2480番、2480番1、2482番 " 2483番、2483番1、2484番3 " 2486番4、2489番2、2490番 " 2491番、2491番1、2492番 " 2492番1、2493番1、2494番4 " 2495番6、2495番8 鳥取県境港市渡町 3817番、3818番 鳥取県境港市渡町 宇田代沖 3821番 鳥取県境港市渡町 宇田代沖 3179番1、3179番3、3179番5 " 3179番6 鳥取県境港市渡町 2480番2、2480番7、2482番1 宇横土手 2482番6	9,704.96㎡	障害者支援施設 光洋の里敷地 公用車及びび来客用駐車場敷地

所在地番	地積	用途(名称)
島根県松江市山代町 宇加賀羅 933番1、933番5、933番8 " 933番9、933番10、933番12 宇新堤 934番26 島根県松江市矢田町 250番71、250番169	10,307.15㎡	軽費老人ホーム・ケアハウス 夢楽の郷敷地
島根県松江市山代町宇新堤 934番5 島根県松江市矢田町 685番2	5,080.35㎡	特別養護老人ホーム 詔光の里敷地
島根県松江市西持田町宇京田 336番4、336番5 339番4	2,553.58㎡	しらゆり第2保育園敷地
島根県松江市西川津町宇仲田 733番1、733番5	1,102.77㎡	特別養護老人ホーム いやしの館敷地
島根県松江市東津田町宇舟津田 1324番1	2,426.76㎡	障害者グループホーム・ケアホーム 互助の館敷地
島根県松江市北田町 27番9	198.56㎡	しらゆり千鳥保育園 園児送迎用駐車場敷地
島根県松江市大庭町 135番1 島根県松江市大庭町半戸 131番1	5,577.43㎡ 909.90㎡	しらゆり保育園敷地 "